

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

第2期観音寺市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

香川県観音寺市

3 地域再生計画の区域

香川県観音寺市の全域

4 地域再生計画の目標

本市の総人口は、昭和 60（1985）年の 69,308 人をピークに人口減少が始まり、現在も減少傾向が続いており、住民基本台帳によると令和 2（2020）年は 59,415 人となっています。国立社会保障・人口問題研究所の平成 30（2018）年 3 月の推計（以下「社人研推計準拠（H30）」という。）によると令和 22（2040）年には 41,500 人、令和 42（2060）年には 28,297 人へ減少すると予測されています。

年齢 3 区分別人口についてみると、年少人口は一貫して減少し続けており、平成 27（2015）年には昭和 55（1980）年と比べ、7,510 人（51.2%）減少しています。生産年齢人口は 1990 年代前半のバブル経済期までは横ばいで推移していたものの、平成 7（1995）年以降は減少傾向にあり、平成 27（2015）年には 32,838 人となっています。老年人口に関しては増加を続けており、平成 27（2015）年には 18,983 人となっています。しかし、社人研推計準拠（H30）によると、令和 12（2030）年に 18,882 人となって以降は老年人口も減少しはじめ、全国より 30 年も早く「第三段階：老年人口も減少する時期」へと入っていくことが見込まれています。

自然増減については、平成 8（1996）年に死亡が出生を上回る「自然減」が 72 人となって以降、「自然減」の傾向が続いており、平成 16（2004）年以降はその減少幅が拡大して推移しています。平成 30（2018）年では自然減 405 人となっています。少子化を表す指標である合計特殊出生率については、昭和 63（1988）年～平成 4（1992）年は 1.72 で全国平均と県内平均を上回っていましたが、平成 20（2008）

年～平成 24（2012）年には 1.53 となり、全国平均は上回っているものの県内平均を下回りました。平成 25（2013）年～平成 29（2017）年では 1.69 となっています。

社会増減についても、平成 6（1994）年に社会減 243 人となって以降、自然増減と同様に減少傾向での推移が続き、平成 30（2018）年には社会減 158 人となっています。特に 15～19 歳、次いで 25～29 歳の年齢層で人口流出が多くなっています。

このような状況が続くと、地域コミュニティの機能低下、学校の統廃合、生活関連サービスの縮小、地域公共交通の縮小・撤退等の状況に陥ると考えられます。

上記のような課題へ対応していくために、人口増減に与える影響を人口動態から分析した結果を踏まえたところ、本市においては自然増減よりも社会増減のほうが人口に与える影響度は高いことから、若年層の人口流出の抑制（特に 15～49 歳の女性）、転入増加施策に取り組むことが、特に重要であると考えられます。

加えて、人口構造のさらなる高齢化を抑制するためにも、若年層の人口流出の抑制、転入増加施策だけではなく、出生率の上昇の施策など、自然増へ向けた施策に取り組むことも重要です。

人口流出が多い 15～19 歳、25～29 歳の年齢層について、流出を抑制するために転出を最低限に抑えることはもちろん、離職を転機に U ターンする人や U J I ターンの意向がある大学生などに対するきめ細やかな情報提供や移住相談を行うとともに、地域の雇用創出や生活環境の整備など、住みやすく魅力のある地域づくりを推進する必要があります。

これらの現状と課題を踏まえて、人口減少に歯止めをかけバランスのとれた人口構造の確立を目指すとともに、人口減少と地域経済縮小に対応した地域社会を構築するために、以下の 4 つの基本目標を本計画期間における基本目標として掲げ、それをもとに取り組むと同時に、下記の視点で施策を実行していきます。

- ①地域産業の活性化が重要であり、地域の強みを活かした新たな活力と付加価値を生み出す成長産業の育成・集積に積極的に取り組み、本市の魅力を高めます。
- ②人口減少社会に適応するため、自然や文化など、地域資源を活かした観光・交流の拡大、安心して暮らせる環境整備や交通網、生活インフラの適正化と維持を図ります。
- ③S o c i e t y 5 . 0（サイバー空間とフィジカル空間を高度に融合した社会）の実現に向けた技術（A I、I o T等）を活用して、地域の課題解決や地域の発

展、企業・地域産業を発展させます。

④SDGs（持続可能な開発目標）の視点を取り入れ、その理念である「誰一人取り残されない社会の実現」を踏まえ、SDGsを原動力として地方創生を推進します。

⑤移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のことを指す「関係人口」を地方創生の原動力として活用します。

⑥住民やNPO、企業などの民間と連携し、地方創生を推進します。

【基本目標】

- ・基本目標1 活力と魅力あるしごとづくり
- ・基本目標2 誰もがいきいきと暮らし続けられるまちづくり
- ・基本目標3 新たな交流を生むまちづくり
- ・基本目標4 持続可能なまちづくり

【数値目標】

5-2の ①に掲げ る事業	KPI	現状値 (計画開始時点)	目標値 (2024年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略の 基本目標
ア	従業者数（非正規、外国人も含む）	29,406人	29,500人	基本目標1
イ	観音寺市に対する愛着度	(市民アンケート) 愛着を感じている 46.5% 愛着をやや感じている 30.5% 合計 77.0%	合計 85.0%	基本目標2
	子育てしやすいまちだと思う人の割合	子育てアンケート 42.7%	60.0%	
ウ	観光入込客数	141万人	150万人	基本目標3
エ	観音寺市への定住意向	(市民アンケート)	合計 85.0%	基本目標4

		住み続けたい 54% どちらかといえば住 み続けたい 23.8% 計 77.8%		
	住宅の新築戸数	249戸	250戸	

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

- まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（内閣府）：【A2007】

① 事業の名称

第2期観音寺市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進事業

ア 活力と魅力あるしごとづくり事業

イ 誰もがいきいきと暮らし続くけられるまちづくり事業

ウ 新たな交流を生むまちづくり事業

エ 持続可能なまちづくり事業

② 事業の内容

ア 活力と魅力あるしごとづくり事業

市外に流出している人の流れ、とりわけ顕著である10・20代の若年層の流出に歯止めをかけるため、地域の強みを活かした成長産業の育成や企業誘致等により、雇用の場を確保するほか、若者が働きたいと思える就業環境をつくります。

【具体的な事業】

- ・ 産業の成長を支える人材の育成・確保
(意欲的な担い手や後継者の育成・確保)
- ・ 起業創業支援や企業誘致の推進
- ・ 地域産業の競争力強化

等

イ 誰もがいきいきと暮らし続けられるまちづくり事業

結婚、妊娠、出産、子育ての各段階に応じた支援を充実させ、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めます。また、本市の未来を担う子どもたちの教育を推進していくために地域ぐるみで取り組みます。女性、高齢者、障がい者、外国人など誰もが居場所と役割を持ち活躍できる地域社会を実現します。

家庭や地域、職場など、あらゆる場面で女性がいきいきと活躍できるまちづくりを推進します。

【具体的な事業】

- ・子どもの成長を支える
- ・子育て支援・共同子育て推進
- ・誰もが活躍できるまち
- ・女性が働きやすい職場環境の整備
- ・結婚を希望する男女を応援する環境づくりの推進 等

ウ 新たな交流を生むまちづくり事業

文化、芸術、自然、食など、独自の地域資源を活用した積極的な情報発信を行うとともに、おもてなしの心を持った誘客活動により交流人口を拡大します。

本市への移住・定住を促進するための取組を香川県や近隣自治体等と連携して進めるとともに、市内小中学校、高等学校及び大学等との連携を強化して、地域課題を解決していきます。

【具体的な事業】

- ・観光・交流人口の拡大
- ・関係人口の創出
- ・学校との連携
- ・移住希望者に向けての情報発信及びフォロー 等

エ 持続可能なまちづくり事業

持続可能なまちをつくるため、人と人とのネットワークを強化することにより、豊かなコミュニティの形成を図ります。また、都市・集落・コミュニティの機能を高めるとともに、集約拠点の機能強化や集約拠点間

の連携強化、他市との広域連携の推進を図ることで効率的な市民サービスの提供に努めます。

【具体的な事業】

- ・ 周辺市町との連携
- ・ 地域コミュニティの活性化
- ・ 住民の住みやすさ向上
- ・ 情報提供と広聴広報活動の強化 等

※なお、詳細は第2期観音寺市まち・ひと・しごと創生総合戦略のとおり

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の【数値目標】に同じ。

④ 寄附の金額の目安

1,500,000千円（2020年度～2024年度累計）

⑤ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

毎年7月頃に外部有識者等による効果検証を行い、事業評価を行う。

検証後、速やかに本市ホームページで公表する。

⑥ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から2025年3月31日まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から2025年3月31日まで